

令和6年1月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和6年1月31日

長野県安曇野市農業委員会

令和6年1月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和6年1月31日
○会議の日時 令和6年1月31日 午後 1時00分
○招集の場所 安曇野市役所 大会議室

○出席委員（22名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
9番	平川邦夫君	10番	長崎要君
11番	山田太一君	13番	藤原光弘君
14番	中村洋子君	15番	丸山隆也君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
18番	笠原哲雄君	19番	降幡修二君
21番	渡辺正幸君	22番	塚田善久君
23番	佐原悦司君	24番	中島完二君

○欠席委員（2名）

12番	海川信義君	20番	浅川増行君
-----	-------	-----	-------

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	沖和義君	事務局員	折井希望君

○議事日程

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条買受適格者証明書許可申請審議
 - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議
 - (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請審議

- (4) 議案第4号 相続税納税猶予に係る証明申請審議
 - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
 - 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉会
-

午後 1時00分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、ご起立ください。礼、ご着席ください。

開会の言葉を塚田副会長からお願いいたします。

○副会長（塚田善久君） ただいまから、安曇野市農業委員会定例総会を開催いたします。

○事務局（宮沢英昭君） それでは、中島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、午前中は農振協議会、大変ご苦労さまでございました。引き続き定例総会ということですが、今日は1日、本当にご苦労さまでございます。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

今年は、1月1日からいろんなことがありました。地震もあつたり、飛行機の炎上もあつたり、非常につらい幕開けであつたわけですが、今年も辰年ということで、羽ばたく年だということです。それで、農業委員会につきましても、2月の終わりから地域の懇談会が始まるわけですが、地域計画が大きく羽ばたいていく年だと私は思っております。我々の任期も7月まででございますので、どうかあと残り半年、精いっぱい頑張っていきたいと思ひますので、よろしくどうぞお願いいたします。今日はよろしくお願ひします。

○事務局（宮沢英昭君） ありがとうございます。

続いて、農業委員会憲章の唱和を行います。

議案集の表紙裏をご覧ください。9番、平川邦夫委員の先唱にてお願いいたします。皆様、ご起立ください。

それでは、平川委員、よろしくお願ひいたします。

（唱和）

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（中島完二君） それでは、議事に入る前に6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思ひます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。異議なしとの声がありました。井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても前回同様となりますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が22名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、12番、海川信義委員、20番、浅川増行委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

18番、笠原哲雄委員、19番、降幡修二委員の2名をお願いいたします。

なお、本日の出席委員は22名ですので、農業委員会等に関する法律第30条の規定により12名の賛成をもって許可といたします。

○議長（中島完二君） それでは、本日の日程に従いまして進めてまいります。

議事に入る前に、議案の訂正等ありましたら事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 議案の訂正をお願いいたします。

まず、議案集4ページ、申請番号5番の農振の欄ですけれども、農振地域となっておりますが、こちらを農振地域外に訂正願います。

続きまして、議案集6ページ、申請番号1番の■について、所在が■となっておりますが、に訂正願います。

訂正については以上です。

本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、明科地域は1月29日に、穂高、三郷地域は1月26日に、堀金地域は1月25日に地域委員会を開催し、協議をしております。

本日の審議は、総会のご意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による公売農地の買受適格者証明申請審議

○議長（中島完二君） 議案第1号 農地法第3条の規定による公売農地の買受適格者証明申請審議を上程いたします。

1、2番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、1ページをお願いします。申請番号1、2番です。

申請地は穂高地域で、議案集最終の穂高地域申請位置図、地図番号1となります。現況地目は田、面積が2,585㎡です。申請番号1の受人の経営面積は25万3,335.06㎡、申請番号2

の受人の経営面積は13,548㎡です。

公売農地の買受適格者と認める要件は、農地法第3条の許可要件と同様で、申請番号1、2の受人は農地等の権利移動の制限が規定されている、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

なお、本案件の申請人を買受適格者と認め、証明書を交付した場合ですが、その後の入札の結果、最高価格をつけた本申請人が買受申出人となります。後日、買受申出人が農地法第3条の申請書を提出したときには、今回の証明書交付時と事情が異なっている場合を除いて、農地法第3条の申請は許可とさせていただきます。

委員番号7番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号1番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番（三枝守和君） 申請番号1番、2番について説明いたします。

委員番号7番、三枝です。

競売案件でありまして、申請理由でありますけれども、おのおの同じような申請理由になっております。申請番号1番は、申請人は競売農地を取得し、土地利用型酪農、農業を進めたい。申請番号2番ですけれども、申請人は競売農地を取得し、規模拡大による農地集積をしたい。審議、よろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま申請番号1番、2番の説明がありました。これにつきまして意見・質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただ今、異議なしと声がありました。1番から採決をしていきたいと思えます。

それでは、申請番号1番について、申請どおり買受適格者証明の交付に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

それでは、申請番号2番について、申請どおり買受適格者証明の交付に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

全員挙手により、申請番号1番、2番について証明書を交付いたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

1番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 2ページをお願いします。申請番号1番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、議案集最終の豊科地域申請位置図、地図番号1となります。

現況地目は畑、面積が146㎡です。申請内容は住宅敷地（庭）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がありました。続いて申請番号1番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 委員番号21番、渡辺です。

申請番号1番についてご説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、2番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号2番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、議案集最終の豊科地域申請位置図、地図番号2となります。

現況地目は田、面積が248㎡です。申請内容は、住宅敷地（住宅倉庫）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありました。続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から、申請番号2番について説明いたします。

転用事由は、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

それでは、1番案件について事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 3ページをお願いします。申請番号1番です。

申請地は豊科地域の第2種、第3種農地で、2筆です。議案集最終の豊科地域申請位置図、地図番号3となります。

現況地目は田、面積が計272㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号1番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○15番（丸山隆也君） 委員番号15番、丸山です。

申請番号1番について説明いたします。

転用事由でございます。借人は現在借家に住居しているが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したい。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、2番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号2番です。

申請地は豊科地域の第2種農地で、議案集最終の豊科地域申請位置図、地図番号4となります。

現況地目は田、面積が498㎡です。申請内容は建売住宅1棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号21番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号2番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 委員番号21番、渡辺です。

申請番号2番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの発言がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、3番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号3番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、議案集最終の豊科地域申請位置図、地図番号2、4条申請の2番案件と同じ場所になります。

現況地目は畑、面積が153㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号24番です。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から、申請番号3番について説明いたします。

転用事由は、借人は現在実家に居住しているが、手狭になったため、申請地に住宅を建築したい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、4番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号4番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、議案集最終の穂高地域申請位置図、地図番号2となります。

現況地目は田、面積が611㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号20番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号4番の転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号4番について事務局から説明いたします。

転用事由ですが、借人は現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したい。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、5番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 4ページをお願いします。申請番号5番です。

申請地は穂高地域の第3種農地で、議案集最終の穂高地域申請位置図、地図番号3となります。

現況地目は田、面積が883㎡です。申請内容は宅地分譲3区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号7番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号5番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○7番(三枝守和君) 委員番号7番、三枝です。

申請番号5番について説明いたします。

転用理由ですけれども、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、宅地分譲として販売したい。審議のほうよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、6番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号6番です。

申請地は堀金地域の第1種農地で、議案集最終の堀金地域申請位置図、地図番号1となります。

現況地目は畑、面積が1.99㎡です。申請内容は住宅敷地（物置）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号6番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 委員番号13番、藤原です。

申請番号6番の転用事由について説明します。受人は申請地を譲り受け、既存の庇を囲い、物置を造りたい。

以上です。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、7番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号7番です。

申請地は堀金地域の第2種農地で、6番案件と同じ場所になります。

現況地目は畑、面積が2.61㎡です。申請内容は住宅敷地（倉庫）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号7番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 委員番号13番、藤原です。申請番号7番の転用事由について説明します。受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、8番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 5ページをお願いします。申請番号8番です。

申請地は堀金地域の第1種、第2種農地で3筆です。6番案件と同じ場所になります。

現況地目は田及び畑、面積が計833㎡です。申請内容は特定建築条件付土地5区画で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上事務局から説明がありましたが、続いて申請番号8番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 委員番号13番、藤原です。

申請番号8番の転用事由について説明申し上げます。受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建築条件付土地として販売したい。

以上、ご審議をお願い申し上げます。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について、申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 相続税納税猶予に関わる証明申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第4号 相続税納税猶予に関わる証明申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをご覧ください。

相続税納税猶予に係る証明書交付の申請審議です。相続税納税猶予については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等を引き続き営農しているかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号1番については、豊科地域の4筆で、現況地目は田、面積は計9,385㎡です。

申請番号2番については、三郷地域で、現況地目は畑、面積は3,187㎡です。

該当農地については、豊科、三郷地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。

ただいま異議なしとの声がありました。これより採決を行います。

本案について、原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により証明書の交付を承認いたします。

議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） 次に、議案第5号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、安曇野市農用地利用集積計画（所有権移転）の案を上程いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 7ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の所有権移転について決定を求められていますので、ご説明いたします。

整理番号1番です。権利の移転をする土地は豊科地域で、現況地目は田、面積は755㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年2月15日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号2番です。権利の移転をする土地は豊科地域の3筆で、現況地目は田及び畑、面積は計6,722㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年2月20日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号3番です。権利の移転をする土地は穂高地域の3筆で、現況地目は田、面積は計4,863㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年2月20日、法律関係は売買です。

8ページをお願いします。

続いて、整理番号4番です。権利の移転をする土地は穂高地域の4筆で、現況地目は田、面積は計4,194㎡、目的は公社買入れ、移転・引渡しの時期ともに令和6年2月20日、法律関係は売買です。

以上4件ですが、全ての案件について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありました。これにつきまして意見等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について、原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により、原案のとおり農用地利用集積計画（所有権移転）を決定いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議（利用権設定）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、安曇野市農用地利用集積計画（利用権設定）の案を上程いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 9ページをお願いします。

安曇野市長から農用地利用集積計画の決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は令和6年1月31日です。

設定件数は、総数158件、58万4,033.38㎡、そのうち田が123件、48万7,426.38㎡、畑が35件、9万6,607㎡。新規分については、総数84件、30万7,903.38㎡、そのうち田が62件、25万1,696.38㎡、畑が22件、5万6,207.00㎡です。

期間別設定面積等につきましては、1年から20年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は、総計376筆、田319筆、畑57筆です。耕作者は72人、所有者が151人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、10ページから21ページです。22ページは、農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について原案どおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により、原案のとおり農用地利用集積計画（利用権設定）を決定いたします。

○議長（中島完二君） 以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。それでは閉会の言葉を佐原会長代理からお願いします。

○会長代理（佐原悦司君） 以上で、令和6年1月 安曇野市農業委員会定例総会を閉会します。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れ様でした。

午後 2時04分 閉会